

この指針は、水道法、同施行令並びに一宮市水道事業給水条例、同施行規程に基づいて施工する給水装置工事について必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

給水装置の概念

給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(水道法第3条第9項)

給水装置の種類

専用給水装置

1世帯または1箇所専用するもの。

共用給水装置

2世帯または2箇所以上で共用するもの。

私設消火栓

消防用に使用するもの。

給水装置工事の種類

新設工事

新たに給水装置を設ける工事及び既設の給水管から分岐して新たに市貸与メーターを設置し給水装置を設ける工事をいう。

改造工事

既設給水管の口径及び引込み位置の変更、建築物等の建替えや増改築により給水装置の原形を変える工事、及び更正工事をいう。

修繕工事

給水装置の故障部分を修復する工事をいう。

ただし、水道法施行規則第13条で定める軽微な変更を除く。

撤去工事

不要になった給水装置を分岐点から取り除く工事をいう。